

勤務のチエツク機能は

町長／指導の徹底を図る



宮之脇金次郎議員

宮之脇 時間外勤務、特別休暇その他の勤務のチエツク機能は充分か。金銭等の取扱い部署の指導、確認はされているか。

町長 時間外勤務は、係長、課長が勤務を命じ、退庁時間は警備員が確認し、特別休暇等は所属長が確認し許可しています。現金取扱いについては、会計規則により慎重に対応しています。町民から不信や疑惑が起らないよう指導徹底をしております。

環境美化対策は

町長／県とも相談し指導

宮之脇 道路沿い等に野積みされている廃棄物（地金）等の状況を把握されているか。放置者への指導と今後の対応は。

町長 今までも数回相談があり、その都度、現地を確認し原因者に撤去のお願いをしていますが、なかなか聞いてもらえず現在に至っています。今後、県とも相談しながら適正な処理に向け、指導をまいります。

町政をただす

一般質問

一般質問関係の記事は、各議員から提出された原稿を基に掲載してあります。



環境美化を呼びかける看板

売買契約に違反した場合は

町長／現在、買い戻す考えはない

豚舎予定地



内之倉成功議員

内之倉 町有地の売買契約の10条（用途指定）、11条（用途変更）、12条（譲渡禁止）に違反した場合、13条の買い戻し条項を実施する考えは。

町長 昭和55年、旧宮之城町が酪農同好会の関係者に基盤整備を目的に貸



公民会内の飲用水として使われている水源地（佐志木洪公民会）

し付けし、国県補助事業と多額の自己資金を投入し開発されました。有効利用を目的に、現状を変更する場合も想定し、契約書で10条、11条、12条を条文化しました。条文に基づいて承認申請がされましたので、買い戻しは考えていません。

今後の対応は。

町長 水源の枯渇、汚水の流出等による反対は理解できます。一方、規模拡大する畜産農家を支援するのも大事であります。住民と畜産農家が同じ

地域住民の生活権は

町長／住民と畜産農家と話し合いを

内之倉 両公民会の願いは、長く住み慣れた地域

テーパーにつき、話し合いで環境保全協定書を作成し、問題が生じた場合は、協定書に基づき対処していただきたい。協議の過程に町も携わって行く考えです。